

公共職業訓練等受講届							
① 受給資格者に関する事項	氏名				受給資格証番号		
	住所又は居所						
② 公共職業訓練等に関する事項	(1) 種類	1 公共職業訓練	2 雇用保険法第63条第1項第3号の講習及び訓練	3 障害者の雇用の促進等に関する法律第13条の適応訓練	4 高齢者等の雇用の安定等に関する法律第25条第1項の計画に準拠した同項第3号に掲げる訓練	5 雇用保険法第6条第5号に規定する船員の職業能力の開発及び向上に資する訓練又は講習として厚生労働大臣が定めるもの	
	(2) 職種		(3) 期間		(4) 昼夜間の別	昼間・夜間	
	(5) 受講開始年月日	年 月 日		(6) 終了予定年月日	年 月 日		
	この欄の記載事実誤りにないことを証明する。 年 月 日 (公共職業訓練等の施設の長の職氏名) 印						
③ 寄宿に関する事項	(1) 寄宿の事実	有・無	(2) 寄宿開始年月日	年 月 日			
	(3) 寄宿前の住所又は居所						
	(4) 家族の状況	氏名	受給資格者との続柄	年齢	職業	同居・別居の別	別居している者の住所又は居所
				歳	有・無	同居・別居	
				歳	有・無	同居・別居	
				歳	有・無	同居・別居	
				歳	有・無	同居・別居	
				歳	有・無	同居・別居	
			歳	有・無	同居・別居		
④ 公共職業訓練等の受講を指示した公共職業安定所名							
市町村職員の退職手当に関する条例施行規則第28条第1項の規定により上記のとおり届けます。 年 月 日 受給資格者氏名 印 島根県市町村総合事務組合管理者 様							
※ 処理欄	基本手当	宿舍手当	証明認定				

注意事項

- 1 この届書には、受給資格証を添えること。
- 2 この届書に記載された事項に変更があったときは、速やかに、管理者に届け出ること。この場合においては、所要の証明書を添えること。
- 3 記載上の注意
 - イ ③欄の(4)の事項については、市町村長の証明書を添えることを命じられることがあること。
 - ロ ※印の欄には、記載しないこと。

公共職業訓練等通所届

順路	① 通所方法の別	② 区 間	③ 距 離 (概 算)	④ 乗車券等の種類	⑤ 左側の乗車券等の額(1箇月分)	⑥ 備 考
1		住居から (経由) まで	扣メートル		円	
2		住居から (経由) まで	扣メートル		円	
3		住居から (経由) まで	扣メートル		円	
4		住居から (経由) まで	扣メートル		円	
5		住居から (経由) まで	扣メートル		円	
6		住居から (経由) まで	扣メートル		円	
計			扣メートル		円	
⑦ 届出理由 1 新 規 2 住所又は居所の変更 3 通路経路の変更 4 通所方法の変更 5 運賃等の負担額の変更 上記事実の発生日年月日 年 月 日						
上記の記載事実に誤りのないことを証明する。 年 月 日 (公共職業訓練等の施設の長の職、氏名) 印						
市町村職員の退職手当に関する条例施行規則第28条第1項の規定により上記のとおり届けます。 年 月 日 島根県市町村総合事務組合管理者 様 受給資格証番号 () 受給資格者 住 所 氏 名 印						
※ 処理欄	該 当	<input type="checkbox"/> 交通機関等利用 <input type="checkbox"/> 自転車等利用		(イ) 通所不便の者 (ロ) (イ)以外の者		
	非 該 当 理 由					
	通所手当の月額	決 定 年 月 日				
円		年 月 日				

注 意

- 1 この届書には、通常行っている通所の実情のみを記載し、例外的な方法等は記載しないこと。
- 2 ①欄には、通所の順路に従い、徒歩、自転車、〇〇線等の別を記載すること。
- 3 ④欄には、1箇月定期券、10枚綴回数券、優待乗車券等の別を記載すること。
- 4 ⑤欄には、④欄の乗車券等を使用して1箇月間通所する場合に要する運賃等の額を記載すること。なお、定期券によらない場合は、通所25回分の運賃等の額を記載すること。
- 5 ⑥欄には、定期券によらない場合にはその理由、回数券による場合にはその片道及び月間の使用枚数、往路と帰路と異なる場合はその旨及び理由等を記載すること。
- 6 ⑦欄はその届書を提出する主な理由に該当するものの番号を○で囲むこと。
- 7 ※印欄には、記載しないこと。

傷病手当に相当する退職手当支給申請書

					受給資格証番号					
申請書	① 氏名		② 性別 男・女		③ 生年月日		年 月 日			
診療 担 当 者 の 証 明	④ 傷病の名称及びその程度									
	⑤ 初 診 年 月 日		年 月 日							
	⑥ 傷 病 の 経 過		年 月 日		治ゆ、転医、中止 継続中					
	⑦ 傷病のため職業に就くことができなかったと認められる期間		年 月 日 から		年 月 日 まで		} 日間			
	⑧ 上記のとおり証明する。		年 月 日		診療機関の所在地及び名称 電話 局 番 診療担当者氏名 (印)					
支 給 申 請 期 間	⑨ 同一の傷病により受けることができる給付		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
	⑩ 今回の給付を受けられる期間		年 月 日 から		日間					
			年 月 日 まで							
	⑪ 傷病手当に相当する退職手当の支給を受けようとする期間		年 月 日 から		日間					
⑫ 内職若しくは手伝いをした日 又は収入のあった日、その額等を記入してください。		内職又は手伝いをした日 月 月 月 日 日 日		収入のあった日	月 日	収入額	円	何日分の収入か	日分	
				収入のあった日	月 日	収入額	円	何日分の収入か	日分	
				収入のあった日	月 日	収入額	円	何日分の収入か	日分	
市町村職員の退職手当に関する条例施行規則第30条第1項の規定により上記のとおり傷病手当に相当する退職手当の支給を申請します。 年 月 日 申請者氏名 (印) 島根県市町村総合事務組合管理者 様										
※処理欄		支給期間		年 月 日から		年 月 日まで		日間		

- 1 この申請書には、受給資格証を添えること。
- 2 ⑨欄は、⑦欄の期間のうち、同一の傷病により受付けることができる給付について、次の区分に従って該当するものの番号（2以上の給付を受けることができる場合には、その受けることができるすべての給付の番号）を○で囲むこと。
 - (1) 健康保険法による傷病手当金
 - (2) 労働基準法による休業補償又は労働者災害補償保険法による休業補償給付若しくは休業給付
 - (3) 船員法による傷病手当金
 - (4) 地方公務員災害補償法による休業補償又はその他法令により地方公務員等に対して支給されるこれに相当する給付
 - (5) 地方公務員等共済組合法その他各種の共済組合法による傷病手当金
 - (6) 国民健康保険法による傷病手当金
 - (7) 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律による休業給付その他法令により公務の遂行に協力した者に対して支給されるこれに相当する給付
 - (8) 公害健康被害補償法による障害補償費
- 3 ⑩欄には、⑦欄の期間のうち、⑨欄の給付を受けることができる期間を記載すること。なお、⑨欄で2以上の番号を○で囲んだ場合は、その給付を受けることができる期間を、それぞれの番号の順に記載すること。
- 4 ⑫欄には、⑦欄の期間中において、内職若しくは手伝いをした場合又は内職もしくは手伝いによる収入を得た場合に記載すること。「内職若しくは手伝い」とは、雇用保険法第19条の「自己の労働によって収入を得た場合、すなわち他人の仕事の手助けをして収入を得た場合などあなたが働いたりした場合であって、「就職又は就労」とはいえない程度のものをいうものである。
- 5 ⑬欄の下の申請者氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
- 6 ※印欄には、記載しないこと。

支給番号		<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 失業者退職手当高年齢受給資格証 </div>					
高年齢受給資格者	氏名			性別	男・女	年齢	満歳
	住所又は居所						
退職事由							
退職年月日	年 月 日	受給期限日	年 月 日				
待期満了年月日	年 月 日	基本手当（日額）	円				
失業の認定日		年 月 日					
管轄公共職業安定所		所在地					
		名称	印				
交付年月日		年 月 日					
月・日	支給日数	支給金額	摘	要		取扱者印	
.							
.							
.							
.							
.							
.							

注意事項

- 1 この証は、高年齢求職者給付金に相当する退職手当を受けるために必要なものであるから表面に書かれている受給期限日までは大切に保管すること。もし、この証をなくしたり又は損傷したときは、速やかに申し出て再交付を受けること。
- 2 高年齢求職者給付金に相当する退職手当を受けようとするときは、あらかじめこの証を管轄公共職業安定所に提出し、失業の認定を受けた後、関係書類に添えて管理者に提出すること。
- 3 高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給日は、原則として失業の認定日と同一の日である。
- 4 偽りその他不正の行為によって高年齢求職者給付金に相当する退職手当を受けたり、又は受けようとしたときは、以後、高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給を受けることができなくなるほか、その返還と一定の金額の納付を命ぜられ、又は処罰される場合がある。
- 5 氏名又は住所若しくは居所を変更したときは、失業の認定日に届書を提出すること。

<table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">支給番号</td> <td style="width: 100px;"></td> </tr> </table>		支給番号				
支給番号						
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> <p style="margin: 0;">失業者退職手当特例受給資格証</p> </div>						
特 例 受 給 資 格 者	氏 名		性 別	男・女	年 齢	満 歳
	住所又は居所					
退 職 事 由						
求 職 年 月 日	年 月 日	受 給 期 限 日	年 月 日			
待 期 満 了 年 月 日	年 月 日	基本手当（日額）	円			
失 業 の 認 定 日		年 月 日				
管轄公共職業安定所		所 在 地				
		名 称	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">印</div>			
交 付 年 月 日		年 月 日				
月・日	特例一時金 支給日数	支 給 金 額	摘	要	取扱者印	
.						
.						
.						
.						
.						
.						

注意事項

- 1 この証は、特例一時金に相当する退職手当を受けるために必要なものであるから表面に書かれている受給期限日までは大切に保管すること。もし、この証をなくしたり又は損傷したときは、速やかに申し出て再交付を受けること。
- 2 特例一時金に相当する退職手当を受けようとするときは、あらかじめこの証を管轄公共職業安定所に提出し、失業の認定を受けた後、関係書類に添えて管理者に提出すること。
- 3 特例一時金に相当する退職手当の支給日は、原則として失業の認定日と同一の日である。
- 4 偽りその他不正の行為によって特例一時金に相当する退職手当を受けたり、又は受けようとしたときは、以後、特例一時金に相当する退職手当の支給を受けることができなくなるほか、その返還と一定の金額の納付を命ぜられ、又は処罰される場合がある。
- 5 氏名又は住所若しくは居所を変更したときは、失業の認定日に届書を提出すること。

高年齢受給資格者失業認定申請書

（該当のところへ○印を付け、必要な事柄を記載してください。）

認定日時
年 月 日
時から 時まで

① 失業の認定を受けようとする期間中に就職又は就労をしましたか。	<input type="checkbox"/> した <input type="checkbox"/> しない	就職又は就労した月日を記載してください。				
② 失業の認定を受けようとする期間中に引き続いて就職先を探しましたか。						
イ 探した	(1) 求職活動をどのような方法で行いましたか。					
	求職活動の方法	活動日				
	(イ) 公共職業安定所による職業相談、職業紹介等 (ロ) 職業紹介事業者による職業相談、職業紹介等 (ハ) 派遣元事業主による派遣就業相談等 (ニ) 公的機関等による職業相談、職業紹介等	利用した機関の名称				
	求職活動の内容					
	(2) (1)の求職活動以外で、事業所の求人に応募したことがある場合には下欄に記載してください。					
	事業所名、部署	応募日	応募方法	職種	応募の動機	応募の結果
					(イ) 知人の紹介 (ロ) 新聞広告 (ハ) 就職情報誌 (ニ) インターネット (ホ) その他	
					(イ) 知人の紹介 (ロ) 新聞広告 (ハ) 就職情報誌 (ニ) インターネット (ホ) その他	
ロ 探さなかった	（その理由を具体的に記載してください。）					
③ 今、公共職業安定所から自分に適した仕事が紹介されれば、すぐに応じられますか。	<input type="checkbox"/> 応じられる <input type="checkbox"/> 応じられない	応じられない理由は何ですか。 (イ) 病気やけがなど健康上の理由 (ロ) 個人的又は家庭的事情のため（例えば、結婚準備、妊娠、育児、家事の都合のため） (ハ) 就職予定があるため (ニ) 自営業を開始したため又は自営業開始の予定があるため (ホ) その他 ()				
④ 就職もしくは自営業を開始した人又はその予定のある人が記入してください。	<input type="checkbox"/> 就職 <input type="checkbox"/> 自営	(1) 公共職業安定所紹介 (2) 地方公共団体又は職業紹介事業者紹介 (3) 自己就職	(就職先事業所)			
		月 日より就職(予定)				
		月 日より自営業開始(予定)				
市町村職員の退職手当に関する条例施行規則第36条第1項の規定により上記のとおり申告します。						
年 月 日						
高年齢受給資格証番号 ()						
高年齢受給資格証氏名						
(印)						
公共職業安定所 様						
※公共職業安定所記載欄	認定対象期間	年 月 日	認定日数	日	連絡事項	取扱者印

注意事項

- 1 この申告書は、失業の認定を受けるときに、必ず本人が提出すること。
- 2 申告は正しくすること。申告しなければならない事柄を申告しなかったり、偽りの記載をして提出した場合には、以後、高年齢求職者給付金に相当する退職手当を受けることができなくばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また詐欺罪として処罰されることがある。
- 3 「失業の認定を受けようとする期間」とは、前回の安定所に出頭した日から認定日（この申告書を提出する日）までの期間をいう。
- 4 ①欄の「就職又は就労」とは、事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、会社の役員、嘱託になった場合などおよそ職業として認められるものに就いた場合又は自営業を開始するための準備やボランティア活動をした場合などであって、原則として1日の労働時間が4時間以上のもの（4時間未満であっても、雇用保険の被保険者となる場合や、自営業を営む等のため公共職業安定所が職業を紹介してもすぐには応じられない場合は就職又は就労となります。）をいうものである。なお、賃金等の報酬がなくても就職又は就労したことになるものである。
- 5 ②欄のイに○印を付けた人は、②欄の表に必要な事柄を具体的に記載すること。
- 6 ②の(2)欄には、②の(1)欄の求職活動以外で、事業所の求人に応募したことがある場合に、応募した事業所名等を記載すること。なお、「事業所名、部署」欄には、事業所名及び部署名のほか、その部署の電話番号をあわせて記載すること。また、「応募方法」欄には、書類の郵送、直後の訪問など求人に応募した方法を具体的に記載すること。
- 7 ③欄の口のホその他に○印を付けた人は、安定所が職業を紹介してもすぐに応じられない理由を（ ）の中に具体的に記載すること。
- 8 ※印欄には、記載しないこと。

認定日時
年 月 日
時から 時まで

特例受給資格者失業認定申請書

（該当のところへ○印を付け、必要な事柄を記載してください。）

① 失業の認定を受けようとする期間中に就職又は就労をしましたか。	<input type="checkbox"/> した <input type="checkbox"/> しない	就職又は就労した月日を記載してください。
② 失業の認定を受けようとする期間中に、就職先を探しましたか。	<input type="checkbox"/> 探した	(イ) 公共職業安定所による職業相談、職業紹介等 (ロ) 職業紹介事業者による職業相談、職業紹介等 (ハ) 派遣元事業主による派遣就業相談等 (ニ) 公的機関等による職業相談、職業紹介等 (ホ) 知人の紹介による求人への応募 (ヘ) 新聞広告による求人への応募 (ト) 就職情報誌による求人への応募 (チ) インターネットによる求人への応募 (リ) その他 ()
	<input type="checkbox"/> 探さなかった	（その理由を具体的に記載してください。）
③ 今、公共職業安定所から自分に適した仕事が紹介されれば、すぐに応じられますか。	<input type="checkbox"/> 応じられる	応じられない理由は何ですか。 (イ) 病気やけがなど健康上の理由 (ロ) 個人的又は家庭的事情のため （例えば、結婚準備、妊娠、育児、家事の都合のため） (ハ) 就職をしたため又は就職予定があるため (ニ) 自営業を開始したため又は自営業開始の予定があるため (ホ) その他 ()
	<input type="checkbox"/> 応じられない	
④ 就職もしくは自営業を開始した人又はその予定のある人が記入してください。	<input type="checkbox"/> 就職	(1) 公共職業安定所紹介 (2) 地方公共団体又は職業紹介事業者紹介 (3) 自己就職 月 日より就職(予定)
	<input type="checkbox"/> 自営	(就職先事業所) 月 日より自営業開始(予定)
市町村職員の退職手当に関する条例施行規則第36条第1項の規定により上記のとおり申告します。 <div style="text-align: center;"> 年 月 日 特例受給資格証番号 () 特例受給資格証氏名 (印) 公共職業安定所 様 </div>		
※公共職業安定所記載欄	連絡事項	取扱者印

注意事項

- 1 この申告書は、失業の認定を受けるときに、必ず本人が提出すること。
- 2 申告は正しくすること。申告しなければならぬ事柄を申告しなかったり、偽りの記載をして提出した場合には、以後、特例一時金に相当する退職手当を受けることができなくばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また詐欺罪として処罰されることがある。
- 3 「失業の認定を受けようとする期間」とは、前回の安定所に出頭した日から認定日（この申告書を提出する日）までの期間をいう。
- 4 ①欄の「就職又は就労」とは、事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、会社の役員、嘱託になった場合などおよそ職業として認められるものに就いた場合又は自営業を開始するための準備やボランティア活動をした場合などであって、原則として1日の労働時間が4時間以上のもの（4時間未満であっても、雇用保険の被保険者となる場合や、自営業を営む等のため公共職業安定所が職業を紹介してもすぐには応じられない場合は就職又は就労となります。）をいうものである。なお、賃金等の報酬がなくても就職又は就労したことになるものである。
- 5 ③欄の口のホその他に○印を付けた人は、安定所が職業を紹介してもすぐに応じられない理由を（ ）の中に具体的に記載すること。
- 6 ※印欄には、記載しないこと。

就業手当に相当する退職手当支給申請書

1 申請者	氏名		住所	〒 (電話)
2 就職先の事業所 (下記3①の場合のみ記載)	名称		事業所番号	
	所在地	〒 (電話)		
3 就業に就いた日等について記載してください。 (記載に当たっては裏面の注意書きをよくお読みください。)	① 一の雇用契約の期間が7日以上である場合			
	イ 一週間の所定労働時間	時間	分	ロ 雇用年月日
				年 月 日
	ロ 雇用期間	(イ) 定めなし		年 月 日まで
		(ロ) 定めあり		(年 ケ月)
	ニ 支給対象期間中の就業日数	合計		日
② ①以外の就業				
イ 就業先の事業所等	ロ 就業期間	ハ 就業日数	ニ 就業内容	
(電話)		日		
(電話)		日		
(電話)		日		
(電話)		日		
		合計	日	
上記の2及び3①の記載事実には誤りのないことを証明する。				
年 月 日				
事業主氏名 印 (法人のときは名称及び代表者氏名)				
4 上記2及び3の事業所の事業主は、受給資格に係る離職前の事業主（関連事業主を含む。）であるか否か				イ 離職前の事業主である ロ 離職前の事業主ではない
5 申請に係る就業について、安定所への求職の申込みの日前に雇用の予約があったか否か				イ 雇用の予約があった ロ 雇用の予約はない
6 申請に係る就業について、離職理由による給付制限期間中の最初の1ヶ月である場合に、安定所、地方公共団体又は職業紹介事業者の紹介を受けましたか				イ 紹介を受けた ロ 紹介を受けていない
職業紹介事業者の名称		(電話)		
市町村職員の退職手当に関する条例施行規則第39条第1項の規定により上記のとおり就業手当に相当する退職手当の支給を申請します。				
年 月 日				
申請者氏名 印				
島根県市町村総合事務組合管理者 様				

別記様式第33号（裏面）

注意事項

- この申請書は、原則として失業の認定を受けようとする期間（前回の失業の認定日から今回の認定日の前日までの期間。認定対象期間＝支給対象期間（就業手当に相当する退職手当）中に職業に就いた（就業した）場合（注）、その失業の認定を受ける日（認定日＝確認日（就業手当に相当する退職手当））に失業認定申告書と一緒に受給資格証を添えて提出すること。
ただし、就職して被保険者資格を取得した場合など、その就職以後失業の認定を受ける必要のない方については、その後の支給申請を支給対象期間ごとに行うこととした場合の確認日から次の確認日の前日までの間に代理人または郵送によって申請しても差し支えないこと（この場合、「次回申請日」欄を確認の上、その日までに支給申請を行うこと。）。ただし、代理人による申請の場合は、委任状が必要となる。
(注) 就業手当に相当する退職手当の支給対象となる職業に就いた（就業した）場合とは、失業認定申告書裏面注意書き4に記載した「就職又は就労」に該当し、かつ、安定した職業（※）以外に就業した場合をいう。（※ここでいう「安定した職業に就いたこと」とは、「1年を超えて引き続き雇用されることが確実であると認められる職業に就き、又は事業（その事業により受給資格者が自立することができる公共職業安定所長が認めたものに限る。）を開始したこと」をいう。）
この就業手当に相当する退職手当の支給対象となる「就業」に当たるか否かについて疑問がある場合には、安定所の窓口にお問い合わせすること。
- 申告は、正しくすること。偽りの記載をして提出した場合には、以後、失業者の退職手当を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また詐欺罪として処罰されることがある。
- 2の「就職先の事業所」欄には、3の①の「一の雇用契約の期間が7日以上である場合」（注）に該当する場合に記入すること。また、記載内容を証明する書類（雇用契約書、雇入通知書等）の写しを添付すること。
(注) 「一の雇用契約の期間が7日以上である場合」とは、上記1の注意書きに掲げた就業であって、7日以上の間について雇用契約を締結して就業するすべての場合をいうこと。
- 事業主は、「就職して被保険者資格を取得した場合などその就職以後失業の認定の必要のない方」であって、郵送又は代理人による申請が認められる場合について、2及び3の①欄の記載内容の証明を行うこと。この場合、事業主が偽りの証明をした場合には、不正に受給した者と連携して、不正に受給した金額の返還とさらにそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として刑罰に処せられることがある。
- 3の②欄には、3の①欄に該当する就業以外のすべての就業について以下の要領で記入すること。
「イ 就業先の事業所等」欄には、就業先の事業所等（自宅であれば「自宅」と記載。自営準備活動を行った場合など特定できないものは記載不要）とその電話番号（自宅の場合は記載不要）を記入すること。
「ロ 就業期間」欄には、その就業した日について「イ 就業先の事業所等」ごとにすべて記入すること（記入例：「5月12日から5月15日まで」を雇用契約期間として就業した場合は、「5/12～5/15」と記入。「5月1日、5月4日、5月10日」の日ごとに就業した場合は、「5/1、5/4、5/10」と記入）。
「ハ 就業日数」欄には、「イ 就業先の事業所等」ごとに就業した日数の合計を記入し、「合計」欄には支給対象期間中の就業日数の合計を記入すること。
「ニ 就業内容」欄には、その就業の具体的な内容を簡潔に記入すること。
- この申請書には、就業したことを証明する給与明細書などの資料の写しを添付すること。
- 4及び5欄には、雇用契約を締結して就業する場合に該当するものを○で囲むこと。
この場合、4欄の「関連事業主」とは、あなたが就業した事業所が一定の資本の状況から見て離職前の事業主と密接な関係にあるもの（出資等の割合が50%を超えるもの）である他の事業主のことをいう。この「関連事業主」に当たるか否かについて疑問がある場合には、安定所の窓口にお問い合わせすること。
- 6欄は、離職理由による給付期限を受けている場合には、その期間中の最初の1ヶ月間について該当するものを○で囲むこと。この場合、申請に係る就業について、職業紹介事業者から紹介を受けて就業したものであるときには、その職業紹介事業者の名称と電話番号を記入すること。
なお、「地方公共団体」とは、職業安定法の規定に基づき職業紹介事業を行う地方公共団体のことをいい、「職業紹介事業者」とは、厚生労働大臣の許可を受け、又は厚生労働大臣に届出をして職業紹介事業を行う者のことをいう。
- ※印欄には、記載しないこと。

再就職手当に相当する退職手当支給申請書

① 申請者	氏名		住所	〒 (電話)
事業主の証明	② 就職先の事業所 (開始した事業)	名 称	事業所番号	
	所在地	〒 (電話)		
	事業の種類			
③ 雇入年月日 (事業開始年月日)	年 月 日	④ 採用内定年月日	年 月 日	
⑤ 職 種		⑥ 一週間の所定 労働時間	時間 分	
⑦ 賃金月額	万 千円	⑧ 雇用期間	イ 定めなし ▶ 年 月 日まで ロ 定めあり (年 ヲ月) 契約更新条項 (イ 有 ロ 無) 1年を超えて雇用する見込み (イ 有 ロ 無)	
⑨ 上記の記載事実に誤りのないことを証明する。 年 月 日 事業主氏名 印 (法人のときは名称及び代表者氏名)				
⑩ ③の雇入年月日又は事業開始年月日前3年間における就業についての再就職手当、常用就職支度金又は常用就職支度手当に相当する退職手当の受給の有無		イ 再就職手当、常用就職支度金又は常用就職支度手当に相当する退職手当を受給したことがある。 ロ 再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度金に相当する退職手当のいずれも受給したことがない。		
市町村職員の退職手当に関する条例施行規則第39条第1項の規定により上記のとおり再就職手当に相当する退職手当の支給を申請します。 年 月 日 申請者氏名 印 島根県市町村総合事務組合管理者 様				

注意事項

- 1 この申請書は、③欄に記載した雇入年月日又は事業開始年月日の翌日から起算して1箇月以内（提出期限）に、管理者に提出すること。なお、期間経過後に提出した場合は、特別の事情があると認められない限り受理されない。
- 2 この申請書には、受給資格証を添えること。
- 3 雇用された受給資格者にあつては、①～⑩までの欄に記入し、事業を開始した受給資格者にあつては、①から③までの及び⑩の欄に記載すること。
- 4 申請は正しくすること。偽りの記載をして提出した場合には、以後、失業者の退職手当を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また詐欺罪として処罰されることがある。
- 5 ⑧欄は、該当する記号を○で囲むこと。また、「ロ 定めあり」を○で囲んだ場合には、その雇用期間を具体的に記載するとともに、契約更新条項の有無及び1年を超えて雇用する見込みの有無について該当するものの記号をそれぞれ○で囲むこと。
- 6 ⑩欄は該当する記号を○で囲むこと。
- 7 事業主は、⑨欄の証明を行うとともに、速やかに雇用保険被保険者資格取得届の提出を行うこと。
- 8 事業主が偽りの証明をした場合には、不正に受給した者と連携して、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また詐欺罪として処罰されることがある。
- 9 ※欄には、記載しないこと。

※ 組 合 記 載 欄

就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書

	1 氏 名		2 受給資格証番号		
	3 住 所	〒			
事業主の証明	4 就職先の事業所	名 称		事業所番号	
		所 在 地	〒 (電話)		
	5 一週間の所定労働時間	時間 分	6 求人申し込み時等に明示した賃金額(月額)	万 千円	
	7 雇用期間中の賃金支払状況				
	① 賃金支払い対象期間	② ①の基礎日数	③ 賃金額		④ 備考
			A	B	計
	月 日 ~ 月 日				
	月 日 ~ 月 日				
	月 日 ~ 月 日				
	月 日 ~ 月 日				
月 日 ~ 月 日					
月 日 ~ 月 日					
月 日 ~ 月 日					
就職年月日 ~ 月 日					
8 上記の記載事実に誤りのないことを証明する。					
年 月 日					
事業主氏名 印					
(法人のときは名称及び代表者氏名)					
9 市町村職員の退職手当に関する条例施行規則第39条第1項の規定により上記のとおり就業促進定着手当に相当する退職手当の支給を申請します。					
年 月 日					
申請者氏名 印					
島根県市町村総合事務組合管理者 様					
備考					

注意事項

- 1 この申請書は、再就職手当に相当する退職手当の受給に係る就職日から起算して6ヶ月に至った日の翌日から起算して2ヶ月以内に管理者に提出すること。なお、期間経過後に提出した場合は、特別の事情があると認められない限り受理されない。
- 2 この申請書は、受給資格証を添えること。
- 3 申請者にとっては1欄から3欄まで及び9欄、当該申請者を雇用した事業主にとっては4欄から8欄までをそれぞれ記載すること。ただし、1欄から3欄までは、再就職手当に相当する退職手当の支給申請時から変更がない場合は記載を省略することができる。
- 4 申請は正しくすること。偽りの記載をして提出した場合には、以後失業等給付を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として処罰に処せられることがある。
- 5 申請書の記載について
 - (1) 申請者の記載事項
9欄の申請者氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
 - (2) 事業主の記載事項
 - ア 5欄は、再就職手当に相当する退職手当の受給に係る就職日から6ヶ月に至った時点における一週間の所定労働時間を記載すること。
 - イ 6欄は、事業主が求人申し込み、募集等を行う際、申請者に対して明示した賃金額（月額）を記載すること。
 - ウ 7欄は、再就職手当に相当する退職手当の受給に係る就職日から最初に到達する賃金締切日（賃金締切日が1暦月中に2回以上ある者については各暦月の末日に最も近い賃金締切日を、日々賃金が支払われる者等定められた賃金締切日のない者については暦月の末日をいう。以下同じ。）まで、及び各賃金締切日の翌日から次の賃金締切日までの期間ごとにそれぞれ記載すること。
 - エ 8欄において、4欄から7欄までの記載事項の証明を行うこと。
- 6 事業主が偽りの証明をした場合には、不正に受給した者と連帯して、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として処罰に処せられることがある。

※ 組 合 記 載 欄

常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書

① 申請者	氏名		住所	〒 (電話)
事業主の証明	② 就職先の事業所 (開始した事業)	名 称	事業所番号	
	所在地	〒 (電話)		
	事業の種類			
③ 雇入年月日 (事業開始年月日)	年 月 日	④ 採用内定年月日	年 月 日	
⑤ 職 種		⑥ 一週間の所定 労働時間	時間 分	
⑦ 賃 金 月 額	万 千円	⑧ 雇用期間	イ 定めなし → 年 月 日まで ロ 定めあり (年 ヲ月) 契約更新条項 (イ 有 ロ 無) 1年を超えて雇用する見込み (イ 有 ロ 無)	
⑨ 上記の記載事実に誤りのないことを証明する。				
年 月 日				
事業主氏名 印 (法人のときは名称及び代表者氏名)				
⑩ ③の雇入年月日又は事業開始年月 日前3年間における就業についての 再就職手当に相当する退職手当又は 常用就職支度手当に相当する退職手 当の受給の有無		イ 再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に 相当する退職手当を受給したことがある。 ロ 再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に 相当する退職手当のいずれも受給したことがない。		
市町村職員の退職手当に関する条例施行規則第39条第1項の規定により上記のとおり常用就職支度 手当に相当する退職手当の支給を申請します。				
年 月 日				
申請者氏名 印				
島根県市町村総合事務組合管理者 様				

注意事項

- 1 この申請書は、③欄に記載した雇入年月日又は事業開始年月日の翌日から起算して1箇月以内（提出期限）に、管理者に提出すること。なお、期間経過後に提出した場合は、特別の事情があると認められない限り受理されない。
- 2 この申請書には、受給資格証、高年齢受給資格証、特例受給資格証又は被保険者手帳を添えること。
- 3 ⑧欄は、該当する記号を○で囲むこと。また、「ロ 定めあり」を○で囲んだ場合には、その雇用期間を具体的に記載するとともに、契約更新条項の有無及び1年を超えて雇用する見込みの有無について該当するものの記号をそれぞれ○で囲むこと。
- 4 ⑩欄は該当する記号を○で囲むこと。
- 5 ※欄には、記載しないこと。

※ 組 合 記 載 欄

移転費に相当する退職手当支給申請書

① 申請者	氏名											受給資格証番号				
	移転前の住所又は居所															
② 就職先の事業所	所在地															
	名称															
③ 就職決定年月日	年月日	※雇用期間														
④ 受講する公共職業訓練等の施設	所在地															
	名称															
⑤ 受講指示年月日	年月日	⑥ 受講開始年月日	年月日	⑦ 受講終了予定年月日	年月日											
⑧ 移転開始予定年月日	年月日	⑨ 乗車(船)の場合(出発空港)	年月日	⑩ 下車(船)の場合(到着空港)	年月日											
⑪ 移転する者の氏名	⑫ 生年月日	⑬ 続柄	※鉄道賃				※船賃		※航空賃		※車賃		※移転料		※着後手当	※計
			距離	運賃	急行料金	計	距離	運賃	距離	運賃	距離	支給額	距離	支給額	支給額	
本人			km	円	円	円	km	円	km	円	km	円				円
家																
族																
※合計													km	円	円	円
												※就職先の事業主から支給される就職支度費の額				円
												※差引支給額				円
<p>市町村職員の退職手当支給条例施行規則第39条第1項の規定により上記のとおり移転費に相当する退職手当の支給を申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">島根県市町村総合事務組合管理者 様</p> <p style="text-align: center;">申請者氏名 (印)</p>																

注意事項

- 1 この申請書は、移転の日の翌日から起算して1箇月以内に、管理者に提出すること。
なお、期間経過後に提出した場合は、特別の事情があると認められない限り受理されない。
- 2 この申請書には、受給資格証、高年齢受給資格証又は特例受給資格証を添えて提出すること。
- 3 就職するために移転する場合には、④欄及び⑥欄から⑧欄までは記載しないこと。
- 4 公共職業訓練等を受講するために移転する場合には、②欄、③欄及び⑤欄は記載しないこと。
- 5 ⑧欄には、移転のために出発する予定年月日を記載すること。
- 6 ⑪の家族欄には、随伴する同居の親族のうち申請者の収入によって生計を維持している者について記載すること。この場合には、その事実を証明することができる書類を添えること。
- 7 ※印欄には、記載しないこと。

求職活動支援費（広域求職活動費）に相当する退職手当支給申請書

申請者	氏名		性別		男・女	受給資格証番号								
	住所又は居所													
訪問事業所	名称	所在地												
※ 宿泊地	公共職業安定所関係	公共職業安定所関係		公共職業安定所関係	公共職業安定所関係									
※ 泊数	泊	泊		泊	泊									
<p>市町村職員の退職手当支給条例施行規則第39条第1項の規定により、上記のとおり求職活動支援費（広域求職活動費）に相当する退職手当の支給を申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">申請者氏名 (印)</p> <p>島根県市町村総合事務組合管理者 様</p>														
※ 組合記載欄	区間	鉄道賃			船賃		航空賃		車賃		宿泊料	計	鉄道距離換算指数	
		距離	運賃	急行料金	計	距離	運賃	距離	支給額	距離				支給額
		km	円	円	円	km	円	km	円	km	円	円	円	km
	合計													
											求人者から支給される広域求職活動に要する費用の額		円	
											差引支給額		円	

注意事項

- 1 この申請書は、公共職業安定所の指示による広域求職活動を終了した日の翌日から起算して10日以内に管理者に提出すること。
- 2 ※印欄には、記載しないこと。

求職活動支援費（短期訓練受講費）に相当する退職手当支給申請書

申請者	氏名		性別	男・女	受給資格証番号	
	住所又は居所					
講座	教育訓練施設の名称	講座名	受講開始年月日	受講終了年月日	当該講座に関連する公的資格	受講費（入学科含む）（円）
					資格名 () 分類 <input type="text"/> (1~9) 裏面参照	円
市町村職員の退職手当支給条例施行規則第39条第1項の規定により、上記のとおり求職活動支援費（短期訓練受講費）に相当する退職手当の支給を申請します。 年 月 日 申請者氏名 (印) 島根県市町村総合事務組合管理者 様						
※処理欄	支給決定年月日 年 月 日			計算欄		
						支給額（円）
備考欄						

別記様式第37号の2（第39条関係）（裏面）

注 意 事 項

- 1 この申請書は、教育訓練行う者（以下「教育訓練実施者」という。）の発行する求職活動支援費（短期訓練受講費）に相当する退職手当の支給に係る教育訓練を修了したことを証明することができる書類（以下「教育訓練修了証明書」という。）に記載された受講終了日の翌日から起算して1ヶ月以内に、受給資格証、高年齢受給資格証又は特例受給資格証に下記の確認書類を添付して、申請者本人が提出すること。
- 2 申請書に添付すべき確認書類は次のとおりであるが、これらの確認書類と申請書の内容が異なる場合は、支給決定を行うことができないため、教育訓練実施者より(1)、(2)及び(3)の交付があった際には、その内容をよく確認し、事実と異なる場合は、教育訓練実施者に対して修正を依頼すること。
 - (1) 教育訓練実施者の発行する「教育訓練修了証明書」
 - (2) 教育訓練実施者の発行する教育訓練経費に係る「領収書」
教育訓練経費の支払いをクレジット会社を介したクレジット契約により行う場合は、教育訓練実施者の発行する「クレジット契約証明書」（必要事項を教育訓練実施者が付記したクレジット伝票でもよい）、教育訓練実施者に対する分割払等のために「領収書」等が複数枚にわたるときはその全てを提出すること。
 - (3) 教育訓練実施者の発行する「返還金明細書」（「領収書」「クレジット契約証明書」が発行された後で、受講料の値引き等により、教育訓練経費の一部が教育訓練実施者から本人に対して還付された（される）場合に必要。）

3 申請書の記載について

- (1) 当該講座に関連する公的資格の分類については、以下の区分に該当するものを記載すること。

1 輸送・機械運転関係	4 情報関係	7 技術関係
2 医療・社会福祉・保健衛生関係	5 事務関係	8 製造関係
3 専門的サービス関係	6 営業・販売・サービス関係	9 その他

- (2) 受講費の額は、「教育訓練終了証明書」及び教育訓練実施者の発行する教育訓練経費に係る「領収書」（又はクレジット契約証明書）の両方に記載された額と同一額となっていることを確認すること。
なお、教育訓練経費の一部が教育訓練実施者から本人に対して還付された（される）場合は、受講費の額は「返還金明細書」に記載された額を差し引いた額と同一額となっていることを確認すること。
- (3) ※印の欄には記載しないこと。

求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当支給申請書

申請者	氏名		性別	男・女	受給資格証番号					
	住所又は居所									
1 保育等サービス	甲番	保育等サービス 利用理由	保育等サービス 事業者名	保育等サービス 利用日	保育等サービス 利用日数	保育等サービス名	保育等サービス 利用期間内の 求職活動実施日	保育等サービス 利用期間内の求 職活動実施日数	費用(自己負担分) (円)	
	①	1. 面接等のため 2. 訓練のため				[] ※(01~14)裏面参照		日	円	
	②	1. 面接等のため 2. 訓練のため				[] ※(01~14)裏面参照		日	円	
	③	1. 面接等のため 2. 訓練のため				[] ※(01~14)裏面参照		日	円	
	④	1. 面接等のため 2. 訓練のため				[] ※(01~14)裏面参照		日	円	
<p>市町村職員の退職手当支給条例施行規則第39条第1項の規定により、上記のとおり求職活動支援費（求償活動関係役務利用費）に相当する退職手当の支給を申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">申請者氏名 (印)</p> <p>島根県市町村総合事務組合管理者 様</p>										

※ 処理 欄	支給決定年月日		年 月 日	
	項番	計 算 欄		支給額(円)
	①			円
	②			円
	③			円
	④			円
	合計			円

備考欄	
-----	--

別記様式第37号の3（第39条関係）（裏面）

注 意 事 項

1 この申請書は、失業の認定を受けようとする期間（前回の失業の認定日から今回の認定日前日までの期間。認定対象期間＝支給対象期間（求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当））中に、求人者との面接等をするため、又は休息活動関係役務利用費対象訓練を受講するために保育等サービスを利用した場合、その失業の認定を受ける日（認定日＝確認日（求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当））に、受給資格証、高年齢受給資格証又は特例受給資格証に下記の書類を添付して、申請者本人が提出すること。

ただし、高年齢受給資格者、特例受給資格者の方が求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当支給申請書を提出する場合には、当該求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当の支給に係る保育等サービスを利用した日の翌日から起算して4ヶ月以内に行うこと。

2 申請書に添付すべき確認書類は次のとおりであるが、これらの確認書類と申請書の内容が異なる場合には、支給決定を行うことができないため、保育等サービス事業者より(1)、(2)及び(3)の交付があった際には、その内容をよく確認し事実と異なる場合は、保育等サービス事業者に対して修正を依頼すること。

(1) 保育等サービス事業者の発行する保育等サービス費用に係る「領収書」又は「契約書」は、保育等サービス費用の支払いをクレジット会社を介してクレジット契約により行う場合は、保育等サービス事業者の発行する「クレジット契約証明書」（必要事項を保育等サービス事業者が付記したクレジット伝票でもよい）、保育等サービス事業者に対する分割払等のために「領収書」等が複数枚にわたるときはその全てを提出すること。

(2) 事業主の証明を受けた「面接証明書」又は求職活動関係役務利用費対象訓練を実施する者の発行する求職活動関係役務利用費対象訓練を受講したことを証明することができる書類（「教育訓練終了証明書」など）

(3) 保育等サービス費用について、求人者、地方公共団体その他の者から補助を受けた場合はその額を証明する書類

3 申請書の記載について

(1) 1欄の保育等サービス利用日及び保育等サービス利用日数については、利用する保育等サービスの全ての利用日及び利用日数を記載すること。ただし、保育等サービスであって、求職活動のために利用するものではないものは、記載しないこと。

(2) 1欄の保育等サービス利用期間内の求職活動実施日及び保育等サービス利用期間内の求職活動実施日数については、保育等サービス利用日及び保育等サービス利用日数に記載した利用日及び利用日数のうち、支給対象期間中に求職活動を実施した日及び日数を記載すること。

(3) 1欄の保育等サービス名については、以下の区分に該当する番号を記載すること。

01 認可保育所で行う保育	06 居宅訪問型保育	11 延長保育事業
02 認可幼稚園で行う保育	07 事業所内保育	12 病児保育事業
03 認定こども園で行う保育	08 一時預かり事業	13 放課後児童クラブ
04 小規模保育	09 子育て短期事業	14 その他の保育等サービス
05 家庭的保育	10 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	(認可外保育施設が行う保育等)

(4) 費用（自己負担分）の額は、保育等サービス事業者の発行する保育等サービス費用に係る「領収書」（又はクレジット契約証明書）の額と同一額となっていることを確認すること。

(5) ※印の欄には記載しないこと。

退職手当支給制限に関する報告書

年 月 日

島根県市町村総合事務組合管理者 様

（市町村長）

印

市町村職員の退職手当に関する条例第14条第1項（第16条第1項）の規定に該当するため、市町村職員の退職手当に関する条例施行規則第16条第1号の規定により、下記のとおり報告します。

(退職をした者の氏名)	
(採用年月日) 年 月 日	(勤続期間) 年 月
(退職年月日) 年 月 日	
(退職時の所属)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職 級 号給)
(支給制限処分に該当する事実)	
(支給制限処分に関する一部支給の要否及びその割合)	
(市町村職員の退職手当に関する条例第14条第1項に規定する事情に関し勘案した内容についての説明)	

- 備考 1 勤続期間とは、市町村職員の退職手当に関する条例第9条第1項に規定する勤続期間をいう。
 2 死亡による退職の場合には、退職をした者とその遺族の氏名を「（退職をした者の氏名）」欄に記載すること。
 3 不要の文字は、抹消すること。

退職手当支払差止に関する報告書

年 月 日

島根県市町村総合事務組合管理者 様

（市町村長）



市町村職員の退職手当に関する条例第15条第1項から第3項までの規定に該当するため、市町村職員の退職手当に関する条例施行規則第16条第2号の規定により、下記のとおり報告します。

(退職をした者の氏名)	
(採用年月日) 年 月 日	(勤続期間) 年 月
(退職年月日) 年 月 日	
(退職時の所属)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職 級 号給)
(支払差止処分に該当する事実)	
(その他参考事項)	

- 備考 1 勤続期間とは、市町村職員の退職手当に関する条例第9条第1項に規定する勤続期間をいう。
 2 死亡による退職の場合には、退職をした者とその遺族の氏名を「(退職をした者の氏名)」欄に記載すること。

退職手当支払差止処分の取消しに関する報告書

年 月 日

島根県市町村総合事務組合管理者 様

（市町村長）



市町村職員の退職手当に関する条例第15条第1項から第3項までの規定に該当するため、退職手当支払差止処分を受けた者が、同条第5項各号に定める事由が生じた場合又は退職手当支払差止処分後に判明した事実若しくは生じた事情に基づき当該支払差止処分を取り消すことが適当と認めたので、市町村職員の退職手当に関する条例施行規則第16条第3号の規定により、下記のとおり報告します。

(支払差止処分を受けた者の氏名)
(支払差止処分の取消しに該当する事実)
(その他参考事項)

備考 支払差止処分を受けた者が死亡している場合には、支払差止処分を受けた者とその遺族の氏名を「（支払差止処分を受けた者の氏名）」欄に記載すること。

退職手当の返納等に関する報告書

年 月 日

島根県市町村総合事務組合管理者 様

（市町村長）



市町村職員の退職手当に関する条例第17条第1項各号の規定に該当するため、市町村職員の退職手当に関する条例施行規則第16条第4号の規定により、下記のとおり報告します。

(退職をした者の氏名)	
(採用年月日) 年 月 日	(勤続期間) 年 月
(退職年月日) 年 月 日	
(退職時の所属)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職 級 号給)
(返納等処分に該当する事実)	
(返納等処分に関する一部返納等の要否及びその割合)	
(市町村職員の退職手当に関する条例第14条第1項に規定する事情のほか、この処分を受ける者の生計の状況に関し勘案すべき内容)	

- 備考 1 勤続期間とは、市町村職員の退職手当に関する条例第9条第1項に規定する勤続期間をいう。
 2 退職をした者が死亡している場合には、その遺族又は遺族の相続人等の氏名を「(退職をした者の氏名)」欄に記載すること。

退職手当相当額の納付に関する報告書

年 月 日

島根県市町村総合事務組合管理者 様

（市町村長）



市町村職員の退職手当に関する条例第19条第1項から第5項の規定に該当するため、市町村職員の退職手当に関する条例施行規則第16条第5号の規定により、下記のとおり報告します。

(退職をした者の氏名)	
(退職手当の受給者の氏名)	
(採用年月日) 年 月 日	(勤続期間) 年 月
(退職年月日) 年 月 日	
(退職時の所属)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職 級 号給)
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めた理由又は納付処分に該当する理由)	
(納付処分に関する一部納付の要否及びその割合)	
(市町村職員の退職手当に関する条例第14条第1項に規定する事情のほか、この処分を受ける者の生計の状況に関し勘案すべき内容)	

備考 勤続期間とは、市町村職員の退職手当に関する条例第9条第1項に規定する勤続期間をいう。

退職手当支給制限処分書

年 月 日

様

島根県市町村総合事務組合管理者 印

市町村職員の退職手当に関する条例第14条第1項（第16条第1項）の規定により、一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分として、下記の金額を支払わないこととします。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に島根県市町村総合事務組合管理者に対してすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に島根県市町村総合事務組合を被告として（島根県市町村総合事務組合を代表する者は、島根県市町村総合事務組合管理者となります。）提起することができます（なお、この処分書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても提起することができます（なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

記

金

円

(処分前の一般の退職手当等の額)	円
(処分後に支払われる一般の退職手当等の額)	円

別記様式第43号（裏面）

(退職をした者の氏名)	
(採用年月日) 年 月 日	(勤続期間) 年 月
(退職年月日) 年 月 日	
(退職時の所属)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職 級 号給)
(支給制限処分の理由)	
(市町村職員の退職手当に関する条例第14条第1項に規定する事情に関し勘案した内容についての説明)	

- 備考1 勤続期間とは、市町村職員の退職手当に関する条例第9条第1項に規定する勤続期間をいう。
2 不要の文字は、抹消すること。

退職手当支給制限処分書

年 月 日

様

島根県市町村総合事務組合管理者 印

市町村職員の退職手当に関する条例第16条第1項（第2項）の規定により、一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分として、下記の金額を支払わないこととします。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に島根県市町村総合事務組合管理者に対してすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に島根県市町村総合事務組合を被告として（島根県市町村総合事務組合を代表する者は、島根県市町村総合事務組合管理者となります。）提起することができます（なお、この処分書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても提起することができます（なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

記

金

円

(処分前の一般の退職手当等の額)	円
(処分後に支払われる一般の退職手当等の額)	円

別記様式第44号（裏面）

(退職をした者の氏名)	
(採用年月日) 年 月 日	(勤続期間) 年 月
(退職年月日) 年 月 日	
(退職時の所属)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職 級 号給)
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めた理由)	
(市町村職員の退職手当に関する条例第14条第1項に規定する事情に関し勘案した内容についての説明)	

- 備考1 勤続期間とは、市町村職員の退職手当に関する条例第9条第1項に規定する勤続期間をいう。
2 不要の文字は、抹消すること。

退職手当支払差止処分書

年 月 日

様

島根県市町村総合事務組合管理者 印

市町村職員の退職手当に関する条例第15条第1項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止めます。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に島根県市町村総合事務組合管理者に対してすることができます。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に島根県市町村総合事務組合管理者に対して処分の取消しを申し立てることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に島根県市町村総合事務組合を被告として（島根県市町村総合事務組合を代表する者は、島根県市町村総合事務組合管理者となります。）提起することができます（なお、この処分書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても提起することができます（なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

(退職をした者の氏名)	
(採用年月日) 年 月 日	(勤続期間) 年 月
(退職年月日) 年 月 日	

別記様式第45号（裏面）

(退職時の所属)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職 級 号給)
(支払差止処分の理由)	
<p>(支払差止処分の取消し)</p> <p>この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となった起訴に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった起訴に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）であって、市町村職員の退職手当に関する条例第16条第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日から6か月を経過した場合 3 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなると認める場合 	

備考 勤続期間とは、市町村職員の退職手当に関する条例第9条第1項に規定する勤続期間をいう。

退職手当支払差止処分書

年 月 日

様

島根県市町村総合事務組合管理者 印

市町村職員の退職手当に関する条例第15条第2項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止めます。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に島根県市町村総合事務組合管理者に対してすることができます。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に島根県市町村総合事務組合管理者に対して処分の取消しを申し立てることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に島根県市町村総合事務組合を被告として（島根県市町村総合事務組合を代表する者は、島根県市町村総合事務組合管理者となります。）提起することができます（なお、この処分書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても提起することができます（なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

(退職をした者の氏名)	
(採用年月日) 年 月 日	(勤続期間) 年 月
(退職年月日) 年 月 日	

別記様式第46号（裏面）

(退職時の所属)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職 級 号給)
(公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める理由)	
(思料される犯罪に係る罰条：)	
(支払差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われます。ただし、3に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りではありません。	
<ol style="list-style-type: none"> 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、市町村職員の退職手当に関する条例第16条第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があった日から6か月を経過した場合 3 この処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、市町村職員の退職手当に関する条例第16条第1項の規定による処分を受けることなく、この処分を受けた日から1年を経過した場合 4 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなると認める場合 	

備考 勤続期間とは、市町村職員の退職手当に関する条例第9条第1項に規定する勤続期間をいう。

退職手当支払差止処分書

年 月 日

様

島根県市町村総合事務組合管理者 印

市町村職員の退職手当に関する条例第15条第2項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止めます。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に島根県市町村総合事務組合管理者に対してすることができます。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に島根県市町村総合事務組合管理者に対して処分の取消しを申し立てることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に島根県市町村総合事務組合を被告として（島根県市町村総合事務組合を代表する者は、島根県市町村総合事務組合管理者となります。）提起することができます（なお、この処分書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても提起することができます（なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

(退職をした者の氏名)	
(採用年月日) 年 月 日	(勤続期間) 年 月
(退職年月日) 年 月 日	

別記様式第47号（裏面）

(退職時の所属)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職 級 号給)
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由)	
<p>(支払差止処分の取消し)</p> <p>この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われます。ただし、3に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りではありません。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、市町村職員の退職手当に関する条例第16条第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があった日から6か月を経過した場合 3 この処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、市町村職員の退職手当に関する条例第16条第1項の規定による処分を受けることなく、この処分を受けた日から1年を経過した場合 4 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなると認める場合 	

備考 勤続期間とは、市町村職員の退職手当に関する条例第9条第1項に規定する勤続期間をいう。

退職手当支払差止処分書

年 月 日

様

島根県市町村総合事務組合管理者 印

市町村職員の退職手当に関する条例第15条第3項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止めます。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に島根県市町村総合事務組合管理者に対してすることができます。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に島根県市町村総合事務組合管理者に対して処分の取消しを申し立てることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に島根県市町村総合事務組合を被告として（島根県市町村総合事務組合を代表する者は、島根県市町村総合事務組合管理者となります。）提起することができます（なお、この処分書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても提起することができます（なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

(退職をした者の氏名)	
(採用年月日) 年 月 日	(勤続期間) 年 月
(退職年月日) 年 月 日	

別記様式第48号（裏面）

(退職時の所属)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職 級 号給)
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由)	
(支払差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われます。 1 この処分を受けた者が市町村職員の退職手当に関する条例第16条第2項の規定による処分を受けることなくこの処分を受けた日から1年を経過した場合 2 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなつたと認める場合	

備考 勤続期間とは、市町村職員の退職手当に関する条例第9条第1項に規定する勤続期間をいう。

退職手当返納命令書

年 月 日

様

島根県市町村総合事務組合管理者 印

市町村職員の退職手当に関する条例第17条第1項の規定により、既に支払われた一般の退職手当等のうち下記の金額の返納を命じます。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に島根県市町村総合事務組合管理者に対してすることができます。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に島根県市町村総合事務組合管理者に対して処分の取消しを申し立てることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に島根県市町村総合事務組合を被告として（島根県市町村総合事務組合を代表する者は、島根県市町村総合事務組合管理者となります。）提起することができます（なお、この命令書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても提起することができます（なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

記

金

円

(既に支払われた一般の退職手当等の額)	円
(市町村職員の退職手当に関する条例第17条第1項の規定により控除される失業者退職手当額)	円

別記様式第49号（裏面）

<p>(退職をした者の氏名)</p>
<p>(返納命令の理由)</p>
<p>(市町村職員の退職手当に関する条例第14条第1項に規定する事情のほか、この処分を受ける者の生計の状況に関し勘案した内容についての説明)</p>

退職手当返納命令書

年 月 日

様

島根県市町村総合事務組合管理者 印

市町村職員の退職手当に関する条例第17条第1項（第18条第1項）の規定により、既に支払われた一般の退職手当等のうち下記の金額の返納を命じます。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に島根県市町村総合事務組合管理者に対してすることができます。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に島根県市町村総合事務組合管理者に対して処分の取消しを申し立てることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に島根県市町村総合事務組合を被告として（島根県市町村総合事務組合を代表する者は、島根県市町村総合事務組合管理者となります。）提起することができます（なお、この命令書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても提起することができます（なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

記

金

円

(既に支払われた一般の退職手当等の額)	円
(市町村職員の退職手当に関する条例第17条第1項（第18条第1項）の規定により控除される失業者退職手当額)	円

別記様式第50号（裏面）

<p>(退職をした者の氏名)</p>
<p>(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めた理由)</p>
<p>(市町村職員の退職手当に関する条例第14条第1項に規定する事情のほか、この処分を受ける者の生計の状況に関し勘案した内容についての説明)</p>

備考 不要な文字は、抹消すること。

市町村職員の退職手当に関する条例第19条第1項に規定する懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知書

年 月 日

様

島根県市町村総合事務組合管理者 印

下記の退職をした者に対しその退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、その者がその一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由があるため、市町村職員の退職手当に関する条例第19条第1項の規定により通知します。

この通知をした機関は、この通知が到達した日の翌日から起算して6か月以内に限り、この通知を受けた者に対し、下記の退職をした者が既に支払われた一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、その一般の退職手当等の額（下記の退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができます。

記

(退職をした者の氏名)
(退職手当の受給者の氏名)

別記様式第51号（裏面）

<p>(既に支払われた一般の退職手当等の額)</p>	円
<p>(市町村職員の退職手当に関する条例第19条第1項の規定により控除される失業者退職手当額)</p>	円
<p>(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由)</p>	

退職手当相当額納付命令書

年 月 日

様

島根県市町村総合事務組合管理者 印

市町村職員の退職手当に関する条例第19条第1項（第2項）（第3項）の規定により、退職手当の受給者に対し既に支払われた一般の退職手当等の額に相当する額のうち下記の金額の納付を命じます。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に島根県市町村総合事務組合管理者に対してすることができます。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に島根県市町村総合事務組合管理者に対して処分の取消しを申し立てることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に島根県市町村総合事務組合を被告として（島根県市町村総合事務組合を代表する者は、島根県市町村総合事務組合管理者となります。）提起することができます（なお、この命令書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても提起することができます（なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

記

金

円

(既に支払われた一般の退職手当等の額)	円
(市町村職員の退職手当に関する条例第19条第1項(第2項)(第3項)の規定により控除される失業者退職手当額)	円

別記様式第52号（裏面）

(退職をした者の氏名)
(退職手当の受給者の氏名)
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めた理由)
(市町村職員の退職手当に関する条例第14条第1項及び第19条第6項に規定する事情に関し勘案した内容についての説明)

備考 不要な文字は、抹消すること。

退職手当相当額納付命令書

年 月 日

様

島根県市町村総合事務組合管理者 印

市町村職員の退職手当に関する条例第19条第4項（第5項）の規定により、退職手当の受給者に対し既に支払われた一般の退職手当等の額に相当する額のうち下記の金額の納付を命じます。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に島根県市町村総合事務組合管理者に対してすることができます。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に島根県市町村総合事務組合管理者に対して処分の取消しを申し立てることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に島根県市町村総合事務組合を被告として（島根県市町村総合事務組合を代表する者は、島根県市町村総合事務組合管理者となります。）提起することができます（なお、この命令書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても提起することができます（なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

記

金

円

(既に支払われた一般の退職手当等の額)	円
(市町村職員の退職手当に関する条例第19条第4項（第5項）の規定により控除される失業者退職手当額)	円

別記様式第53号（裏面）

(退職をした者の氏名)
(退職手当の受給者の氏名)
(納付命令の理由)
(市町村職員の退職手当に関する条例第14条第1項及び第19条第6項に規定する事情に関し勘案した内容についての説明)

備考 不要な文字は、抹消すること。